

平成24年4月1日
号外第2号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

○会計管理者の事務の一部の委任の一部改正（215・会計課）…………… 1

告 示

秋田県告示第百十五号

平成二十二年秋田県告示第百三十二号（会計管理者の事務の一部の委任）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月一日

秋田県知事 佐竹 敬久

別表第一出納員表中地域振興局の項を次のように改める。

地域振興局	総務企画部出納室長	当該室に属する会計管理者の事務（支払を除く。）
-------	-----------	-------------------------

別表第一出納員表中東京事務所の項の次に次のように加える。

総合県税事務所	所長	当該事務所に属する県税の収納事務及び収納の際の第二百六十四条の二（歳計現金の保管の特例）第一項に規定する釣銭用現金の保管に関する事務
---------	----	--

別表第二現金取扱員表中地方公所（東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び企業立地事務所を除く。）の項中「地域振興局総務企画部県税課（北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び平鹿地域振興局にあつては、県税部）」を「総合県税事務所」に、「地域振興局総務企画部県税課長（北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び平鹿地域振興局にあつては、県税部長）」を「総合県税事務所長」に、「当該県税課（北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び平鹿地域振興局にあつては、県税部）」を「当該事務所」に改める。

別表第三物品取扱員表中地方公所（東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び企業立地事務所を除く。）及び物品公所の項中「の職」を「（総合県税事務所にあつては、秋田地域振興局総務企画部出納室長（当該事務所の支所に係るものにあつては、当該支所の所轄の地域振興局総務企画部出納室長））の職」に改める。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）